

(資金管理料金) 料金設定の考え方

	現行の考え方	次期料金設定の考え方
費用の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・收受形態別に整理する ・收受形態は3種類 (新車購入時、継続検査時、引取時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし ・收受形態は2種類※ (新車購入時、引取時) ※継続検査時預託は平成20年1月末終了
自動車製造業者等による費用負担及び負担額の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車製造業者等がイニシャルコスト及び一定のランニングコストを負担する ・資金管理業務の実施に要する費用から自動車製造業者等の負担額を控除する ※自動車製造業者等による費用負担については、平成16年3月の第6回産構審・中環審合同会議で審議・承認済み	変更なし
費用(適正原価)の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各收受形態に直課できる費用は、適正原価の積み上げを行う ・各收受形態に共通の費用は、合理的な按分基準を用いて收受形態別に配賦する 	変更なし
料金算出における設定期間	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度とする →資金管理業務の実施に要する費用には收受時点のみではなく、使用済自動車となり自動車製造業者等に払い渡されるまでの間の管理コストとして順次発生するものもあり、制度の構造上、複数年度で適正原価を判断し収支均衡させることが必要不可欠なものとなっていることから、複数年度で費用(適正原価)を積み上げる [具体的な期間設定方法] →收受から払い渡しまでを含む複数年度の期間として平均使用年数を適用(実績データがないため既販車の車齢5.5年から11年と推計)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし ・収支状況については料金算定後も注視し、適宜、台数・費用(含むイベント費用)の変化を見ながら、毎年、料金水準の妥当性を検証し資金管理業務諮問委員会で報告する ・なお、必要があると判断した場合は、設定期間内でも資金管理業務諮問委員会での審議・承認及び理事会の議決を受けた後、経済産業・環境両大臣の認可を経て料金改定を実施する [具体的な期間設定方法] →收受から払い渡しまでを含む複数年度の期間として平均使用年数を適用 →平均使用年数は電子マネーシステムからの引取報告実績データを使用
平成28年3月末時点での繰越金の取扱い	当初想定せず	平成35年度に実施予定の情報システム刷新に要する費用の資金管理料金からの積立額(上限値)4,258百万円に相当する額となるため、料金の算定には算入しない
平成35年度以降に行うシステムの大規模改修への対応	情報システムの大規模な改修がある場合は、ランニングコストに関して特預金が充当されることについても視野に入れていくこととする	定期的なシステムの大規模改修は必要であるが、現時点ではその時期・規模・金額等が特定出来ないため、料金の算定には算入しない(時期・規模・金額等が明確になった段階で改めて検討する)
予備費の取扱い	料金の算定に算入	料金の算定には算入しない※

※ ただし、予算運用の観点から年度予算には引き続き計上する

以上